

## **[事案 2021-291] 配当金支払請求**

・令和4年9月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書に記載された積立配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成2年8月に契約した定期保険特約付終身保険について、設計書の記載を信用して加入したことから、設計書に記載された積立配当金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

積立配当金は性質上変動するものであり、注意文言を設計書に明記していることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された積立配当金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。